

アマゾン環境調査研究所 (IPAM) /コンサベーション・インターナショナル(CI)
Environment Defense Fund/レインフォレスト・アライアンス
ザ・ネイチャー・コンサーバンシー (TNC)/Union of Concerned Scientists
ワイルドライフ・コンサベーション・ソサエティ/ウッズ・ホール・リサーチ・センター

先住民および地域社会と REDD+

2010年4月

先住民や地域社会(IPLC)¹は生態系と、特に原生林に依存した生活を送っており、そこから動植物、食料品、衣服、燃料、薬品、また生活の上での保護を得ています。これらの地域社会における経済・社会の構成、アイデンティティ、そして文化的・宗教的価値観は、地域の生物多様性と密接に結びついています。

しかしながら、それらの先住民や地域社会が居住する場所は、多くの場合、様々に複合した要因によって急速な社会・経済的变化を遂げつつある、森林内の特定の領域に位置することがあります。その変化の要因として、商業目的の農業・牧畜業・商業伐採、インフラ整備、鉱物採掘、他地域からの人口の移入や気候変動による影響などがあげられます。

先住民や地域社会が居住する場所の多くは、私たちが地球規模で自然保護および気候変動問題に取り組んでいくためにも、大変重要な場所です。

気候変動問題に関する国際的・国内的な協議において、先住民と地域社会の参画はある程度は確保されてきました。一方、気候変動が地域社会に与える脅威に関しては、十分な情報量を与えられているとはいえません。REDD+²メカニズムの実施においては、先住民や地域社会に与える影響や森林保全による便益の衡平で公正な配分を保障し、そして彼らの権利の尊重を理解し、検討することが必要です。さらに、先住民と地域社会は気候変動へ適応が求められる直接の当事者であるにもかかわらず、適応戦略や資金メカニズムの整備に関する国内や国際レベルの協議にほとんど参加することができません。

先住民と地域社会は、ILO 第 169 号条約や先住民の権利に関する国連宣言 (UNDRIP) などの国際的な協定書の採択を通じて、基本的人権を求めるプロセスにおいて大きな第一歩を踏み出すことができました。これらの国際的に認められた協定書は、国レベルにおいて具体的に実施することにより、先住民と地域社会が自らの伝統的な生活慣習を守り、土地と資源に関

¹ ここで言及する「地域社会」とは、森林に依存して生活しており、国家法によって法的には先住民や伝統的なコミュニティと認識されていないコミュニティをさす。

² 我々は、森林減少と森林劣化による排出量の削減 (REDD) に加え、厳格な環境、社会的基準と確固たる炭素測定に基づく原生林の持続可能な管理、原生林の保護と森林被覆が高く劣化率が低い地域を含む炭素吸収の維持、劣化している森林の回復・改善を通じた炭素吸収の促進、環境的に適切な植林と再植林を通して森林被覆を増やすことを含めたメカニズムを支持します。

する所有権を申告し、自治組織を増強し、そして土地と領地の自主的で持続可能な開発に取り組んでいくことができます。そして様々な環境団体が、これらの取り組みを促す活動を実施してきました。本文書に賛同する我々NGOは、人類の幸福に重要なサービスを供給する生物多様性と生態系の保全に向けて、最善のアプローチを採用するための見解を共有しています。

我々は、バリ行動計画（BAP）で定められたように、途上国における森林の減少と劣化に由来する排出を削減するための対策を講じる際には、先住民族と地域社会のニーズを考慮すべきであると考えます。さらに、気候変動の緩和と適応に関わる検討段階や、また緩和や適応のために必要となる財源やメカニズムなど、その他の取り組みを設計・実施していく過程において、先住民と地域社会の人々の実質的な参加が保障されるべきであると考えます。さらに、先住民と地域社会の人々の権利を認識し、尊重し、衡平かつ公正な便益の配分が保障されるべきです。COP15のSBSTA会議では、REDD+との関連において、方法論上のガイダンスに「先住民族と地域社会の完全で実質的な参加と、彼らの知識をモニタリングや報告の活動に活かす可能性を推進する必要性を認識する」という決議内容を盛り込みました。さらに、現在のREDD+交渉文書（FCCC/CP/2010/2, Annex V）には、先住民族と地域社会の完全で実質的な参加と、国際的な責務における先住民族と地域社会の権利や知識の尊重、またUNDRIPを参照しています。この文言は正しい第一歩であるものの、文書には実施に関わるモニタリングや報告のセーフガードを盛り込み、運営される必要があります。

さらに、見解を共有する我々NGOは、以下を考慮に入れることを提言いたします：

- UNFCCCと加盟国は、先住民族と地域社会（IPLC）に直接または間接に影響を与えるプログラムを実施する際に、IPLCが伝統的に所有または居住してきた土地、領地、資源に対する権利³を認めることを保障する。
- UNFCCCと加盟国は、将来的なREDD+イニシアティブに、各国で設置される適切な実施組織を通じて、先住民族と地域社会の実質的な参加が盛り込まれるよう確約すること。なおそれらの組織は、同目的のもと創設される公式なUNFCCC組織に、要求事項を満たしていることを報告する。
- REDD+の枠組みには、国際的にUNDRIPの下で認識された原則、具体的には、土地所有権、資源権そして伝統的知識の利用（および慣習法）の保障を盛り込むこと。さらに、これらのイニシアティブにおいて、森林が持つ気候調整、生態系、先住民族および地域社会などへの複数の便益を明確に盛り込む。
- 締約国は、各国のREDD+準備段階における戦略の計画と立案段階において、先住民族と地域社会の幅広い参加を確約する。

³ Art. 26, 1 UNDRIP

- UNFCCC と加盟国は、先住民族、地域社会、その他の権利所有者に影響を与えるすべての気候変動の緩和策と適応策のプロセス、メカニズム、活動において、**十分な情報に基づく自発的な同意 (Free Prior and Informed Consent, FPIC)** の原則を認識し、尊重し、実施する。

追加的な目標

- UNFCCC と加盟国は、気候変動戦略の緩和策と適応策を開発する段階において、**伝統的な知識や慣行**を重要な知識源として認め、取り入れる。
- UNFCCC と加盟国は、気候変動の緩和策と適応策のメカニズムにおいて、先住民族と地域社会の**実質的な参加を可能とする正式な構造とメカニズム**を、国内および国際規模で整備し、実施する。
- UNFCCC は、すべての気候変動に関わるプロセスにおいて、先住民族と地域社会の**実質的な参加**を支えるための基金を設立すること。またその基金は、適応策、緩和策、モニタリング、能力開発、教育、知識の共有、そして技術移転を支援する。
- UNFCCC と加盟国は、先住民族と地域社会が**自ら持続可能な発展を遂げる**プロセスを認め、支援する。